



御所IC工業団地へ立地する企業の再募集を実施予定！

- 奈良県が直接造成・分譲を行う「御所IC工業団地」を整備中
- 令和8年3月までに第1期(御所東高校跡地)の企業再募集を実施予定
- 御所東高校跡地の概要【用途地域】準工業地域(地区計画あり)【分譲面積】16,201.50㎡(計画)

立地企業の再募集にあたり、
新たに不動産仲介手数料制度を導入！

詳細は裏面を
ご覧ください

成功報酬型不動産仲介手数料制度の概要

宅建事業者等(下記対象者のみ)が県に紹介した企業が御所IC工業団地(第1期)に立地した際、紹介元の宅建事業者等に成功報酬をお支払いする制度を創設します！

対象者

- (1) 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第2条第3項)
 - (2) 信託業務を兼営する金融機関(銀行法第4条第1項に規定する免許を現に保有し、かつ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項に規定する認可を受けている金融機関であり、宅地建物取引業法第77条第4項に規定する国土交通大臣あての届出を行っている者)
 - (3) 信託会社(信託業法第3条の免許若しくは第7条第1項の登録を受けている者であり、宅地建物取引業法第77条第3項に規定する国土交通大臣あての届出を行っている者)
- ※ただし、紹介する企業と関係会社である場合は対象外

成功報酬の額

対象地の分譲代金に100分の1を乗じて得た額(上限1,000万円)

支払条件

対象者が企業再募集に応募する企業を県へ紹介し、当該応募企業と県が土地売買契約を締結のうえ、企業へ土地の引き渡しを行った場合。

※再募集は、公募型プロポーザルを経て、第三者委員会による選定を予定しており、選定の結果によつては、県は応募のあった企業と売買契約を締結しない場合もあります。

あっせん契約の内容

第三者委員会により優先交渉権者を選定後、対象者と、以下の業務を委託するあっせん契約を結びます。

- ① 奈良県・優先交渉権者間の連絡調整
- ② 奈良県・優先交渉権者間の協議の場への出席
- ③ 宅地建物取引業の知見を活かした、奈良県への助言

【登録フォームはこちら】



右記のフォームよりご回答いただきますと、県より最新の情報をご連絡します！

奈良県での立地の優位性

奈良県への立地が
選ばれています

令和5年の工場立地件数は28件【全国11位、近畿2位】(R7.4.18発表分)

① 地 勢 の 強 み

津波や活火山など、自然災害が少ない

事業継続計画(BCP)も策定しやすい

② アクセス網の強み

京奈和自動車道 御所ICからすぐのロケーション

多数の高速道路等の整備により、大阪、名古屋、神戸などへのアクセスはスムーズ



道路

京奈和自動車道御所ICから**至近**
国道24号から**約2km**

鉄道

近鉄御所駅、JR御所駅から**約2km**

空港・湾港

関西国際空港から**約60km**

大阪港から**約50km**

奈良県中南部へのアクセス所要時間

・大阪国際空港から**約55分**

・関西国際空港から**約60分**

・名古屋市から**約150分**

・神戸市から**約80分**